

改正

昭和45年9月26日条例第30号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成28年3月29日条例第32号

高松市建築審査会条例

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、高松市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審査会は、委員7人で組織する。

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第4条 審査会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5条 審査会は、必要がある場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

第6条 審査会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審査会に出席し、審査事項について意見をのべることができる。

第7条 この条例で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第32号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。